

## 役員選挙について

1. 2019年4月から9月に役員選挙が行われます。今回よりWeb選挙（インターネットホームページを用いた投票による選挙）を導入しますので、オンライン上での投票のみとなります（投票用紙の郵送は行いません）。
2. まず選挙人登録を行います。この登録は、一般社団法人日本公衆衛生学会定款および役員選出に関する規定による、地域別、職能別選挙人名簿作成のため、普通会员すべてについて行われるものです（65巻11号677頁の本学会定款および役員選出に関する規定をご参照下さい）。
3. 選挙人登録をしない方は、投票することができません。
4. 選挙人登録は、日本公衆衛生学会ホームページ（<http://www.jsph.jp>）の会員専用ページから2019年4月1日以降行えます。
5. 登録期日は2019年5月7日（火）23時59分までですが、事務手続上、早めに行ってください。
6. 登録者の資格は、2018/19年度会費納入者です。未納の方は大至急納入して下さい。会費納入状況は、会員専用ページで確認できます。
7. 選挙人登録のページについて、下記にご注意ください。
  - (1)会員番号を記入してください（会員番号は学会機関誌送付の際の宛名の下に記載されている7ケタの数字です）。
  - (2)登録地域欄には、登録を希望する都道府県名を記入してください（勤務先、自宅のいずれでも結構ですがどちらか1つをご記入下さい）。
  - (3)職能区分はあなたの有している資格もしくはあなたの従事している職種のうち最も相応しいものを1つだけ選び、職能欄を選択ください（職能区分を代表する役員を選出するために重要な区分になります）。
8. 本件に関するお問い合わせは学会事務局へお願いいたします。

2019年3月1日

一般社団法人日本公衆衛生学会  
選挙管理委員会

委員長 堤 明純